

自 動 車

1 特別駐車許可

「駐車禁止除外指定票章」の交付を受けて、駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）でも、他の交通の妨げにならない範囲で駐車することができます。申請手続きに必要なもの等をあらかじめ電話で御確認ください。対象者は以下の通りです。

- ① 患者輸送車又は車いす移動者として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
- ② 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で色素性乾皮症のもの
- ③ 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度（Ａ）の障がいを持つもの
- ④ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、１級の障がいを持つもの
- ⑤ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、下表の障がいの程度を持つもの

障 害 の 区 分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		２級及び３級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		３級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		１級から４級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		１級から３級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
	移動機能	１級から３級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
心臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
呼吸器機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
ぼうこう又は直腸機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
小腸機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から３級までの各級	—
肝臓機能障害		１級から３級までの各級	特別項症から第三項症までの各級

【相談窓口】◆ 伊東警察署交通課 (☎ 3 8 - 0 1 1 0)

2 ゆずりあい駐車場制度

車いす利用者等、歩行が困難な方に一定の基準に基づいて利用証を交付し、車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度です。対象者は下表に該当し、かつ現に歩行が困難な状態にある方です。

区 分		等 級	必要な書類等
身体障がい者	視 覚 障 害	1 級～4 級	身体障害者手帳
	聴 覚 障 害	2 級～3 級	
	平衡機能障害	3 級～5 級	
	肢体不自由上肢	1 級～2 級	
	肢体不自由下肢	1 級～6 級	
	肢体不自由体幹	1 級～5 級	
	内 部 障 害 ※	1 級～4 級	※心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫及び肝臓機能障害
	脳 原 上 肢	1 級～2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	脳 原 移 動	1 級～6 級	
知 的 障 が い 者		A	療育手帳
精 神 障 が い 者		1 級	精神障害者保健福祉手帳
高 齢 者		要介護度 1 以上	介護保険被保険者証
難 病 患 者		特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
		小児慢性特定疾患医療受給者	小児慢性特定疾患医療受診券
妊 産 婦		妊娠 7 ヶ月～産後 1 2 ヶ月	母子健康手帳
け が 人 ・ 病 人		医師の診断書により駐車場の利用が必要であると認められる者 最大 6 か月まで	診断書

※利用証は駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方も、必要な場合には車いすマークの駐車場を利用することができます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3)

◆ 静岡県 地域福祉課 (☎ 0 5 4 - 2 2 1 - 2 8 4 4)